

## ○工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について

平成30年7月12日 30農振第1316号  
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長あて

一部改正	平成31年3月29日	30農振第4118号
〃	令和2年4月1日	元農振第3732号
〃	令和3年3月31日	2農振第3801号
〃	令和4年4月1日	3農振第2713号
〃	令和5年3月29日	4農振第3585号
〃	令和6年3月28日	5農振第3163号
〃	令和7年3月27日	6農振第2804号
〃	令和8年1月7日	7農振第2341号

### 第1 現場閉所による週休2日

#### 1 対象工事

「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」(平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知)及び「土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)の制定について」(平成12年3月24日付け12構改D第238号農村振興局長通知)を適用する工事(災害復旧など工期に制約等がある工事を除く。)

#### 2 用語の定義

- (1) 「週単位の週休2日」とは、対象期間<sup>※1</sup>のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所<sup>※2</sup>を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、すべての月で、4週8休以上<sup>※3</sup>の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。

※1： 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

※2： 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

※3： 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行

っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### 3 発注方式

本通知日以降に発注手続を開始する、全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とする。

#### (1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

受注者は、週単位又は月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する（通期の週休2日は必須）

### 4 実施方法

- (1) 入札説明書等に週休2日に取り組む工事の対象とすることを記載する。
- (2) 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、週休2日の実施計画書を作成し、工事着手日前までに監督職員へ提出する。
- (3) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- (5) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記（3）の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。  
(注) 報告の時期は、受注者と発注者が協議して定める。
- (6) 監督職員による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (7) 取組に当たって、受注者の責によらない災害対応、現場条件・気象条件の変化等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合は、受発注者間で協議し、やむを得ず施工を行わざるを得ない場合は、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。
- (8) ただし、やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合にあっても、必要最小限の期間とするものとし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

### 5 実施上の留意点

- (1) 地元対応やコンクリート打設後の養生期間などやむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。
- (2) 発注者は、緊急時等を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行ってはならない。

## 6 積算方法

### (1) 補正係数

週休 2 日の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式・土木工事標準単価による週休 2 日の補正については、第 3 によるものとする。

	週単位の週休 2 日 〔現場閉所 1 週間に 2 日以上〕	月単位の週休 2 日 〔現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

### (2) 補正方法

$$\text{○労務費} = \text{労務費合計} \times \text{週休 2 日補正係数}$$

$$\text{○共通仮設費（率分）} = \text{対象金額} \times \text{共通仮設費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数} \\ \times \text{週休 2 日補正係数}$$

$$\text{○現場管理費（率分）} = \text{対象金額} \times \text{現場管理費率} \times \text{施工地域を考慮した補正係数} \\ \times \text{週休 2 日補正係数}$$

#### ア 発注者指定方式

発注者は、当初積算において月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて「工事の請負契約に係る契約書について」(平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産省事務次官通知) 別紙(以下「工事請負契約書」という。) 工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記(1) の週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかつた場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。) 別紙 8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。なお、週単位の週休 2 日及び月単位の週休 2 日に関する点数を減ずる措置は行わない。

## 7 週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行

- (1) 別紙 1 に示す履行実績取組証明書の発行基準は、週単位又は月単位の週休 2 日を達成した場合とする。
- (2) 履行実績取組証明書の発行は、監督職員は受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認した上で行うこととする。

## 第2 交替制による週休2日

### 1 対象工事

土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧など工期に制約等を受ける工事及び、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

### 2 用語の定義

- (1)「交替制による週単位の週休2日」とは、対象期間<sup>※1</sup>のすべての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日<sup>※2</sup>を確保する取組をいう。
- (2)「交替制による月単位の週休2日」とは、対象期間のすべての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上<sup>※3</sup>の休日を確保する取組をいう。
- (3)「交替制による通期の週休2日」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。
- (4)「交替制による週単位の週休2日」、「交替制による月単位の週休2日」、「交替制による通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。

※1： 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

※2： 1週間に2日間以上の休日とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。

※3： 4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

### 3 発注方式

#### 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を報告した上で取り組む方式

週休2日の取組を希望する受注者は、交替制による週単位又は月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する（交替制による通期の週休2日は必須）

### 4 実施方法

- (1) 入札説明書等に交替制による週休2日に取り組む工事の対象とすることを記載する。
- (2) 週休2日の取組を希望する受注者は、契約後、交替制による週単位又は月単位の週休2日の取組について選択し、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする、なお、工事完成時は協議事項に基づき、休日確保状況を確認する。
- (3) 受注者は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者及び技能労働者を対象に対象期間、

休日日数、休日日数の割合及び当該工事の休日率を算定し監督職員に提出する。

- (4) 監督職員は、上記（2）に基づき提出された内容について、技能者及び技能労働者の休日実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- (5) 監督職員による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (6) 取組に当たって、受注者の責によらない災害対応、現場条件・気象条件の変化等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合は、受発注者間で協議し、やむを得ず施工を行わざるを得ない場合は、交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。
- (7) ただし、やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合にあっても、必要最小限の期間とするものとする。

## 5 実施上の留意点

現場代理人（主任技術者又は監理技術者）が、休日中に作業が必要となる場合は、現場代理人若しくは以下のいずれかの者が発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。

- (1) 主任技術者又は監理技術者（現場代理人と兼務していない場合）  
(2) 必要な資格を有する代理の技術者（例：競争参加資格要件となった主任技術者（又は監理技術者）相当の基準を満たすもの）

## 6 積算方法

### （1）補正係数

週休2日の確保に取り組む工事について、休日率に応じて、以下のとおり労務費及び現場管理費（率分）に補正係数を乗じるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

	交替制による週単位の 週休2日 $\left[ \begin{array}{l} \text{休日率 } 28.5\% \\ (2 \text{日}/7 \text{日})\text{以上} \end{array} \right]$	交替制による月単位の 週休2日 $\left[ \begin{array}{l} \text{休日率 } 28.5\% \\ (8 \text{日}/28 \text{日})\text{以上} \end{array} \right]$
労務費	1.02	1.02
現場管理費（率分）	1.03	1.02

### （2）補正方法

発注者は、当初積算において交替制による月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。また、発注者は、工事完成時に休日率の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。週単位の週休2日を達成した場合は、上記（1）の交替制による週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。なお、工事着手前に週休2日に取り

組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が交替制による通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に交替制による通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。なお、交替制による週単位の週休2日及び交替制による月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

### 第3 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正

#### 1 積算方法

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付杵工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

## 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

## 第4 入札説明書及び特別仕様書等への記載方法

入札説明書及び特別仕様書には、別紙2の記載例を参考として記載する。

## 第5 その他

### 1 適用

本通知は、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

### 2 運用方針

本方式の本格運用については、各地方農政局の試行結果を踏まえて検討することとする。

(別紙1)

年月日

(受注者)

会社名

現場代理人

○○○○ 殿

(発注者)

総括監督員

○○○○

週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（通知）

貴社が受注した下記の工事について、週休2日の取組状況を確認した結果、月単位の週休2日以上を達成したことを確認したので通知します。

記

1 工事名 ○○事業 ○○工事  
2 工期 ○年○月○日～○年○月○日

(別紙2)

1 現場閉所による週休2日方式

(1) 発注者指定方式

(入札説明書記載例)

○工事概要

- (○) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日のり組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (○) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(特別仕様書記載例)

第〇章 その他

○. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間<sup>※注</sup>のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(注) 余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含

めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休2日 〔 現場閉所1週間に2日以上 〕	月単位の週休2日 〔 現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位

鉄筋工		1. 02	
鉄筋工（ガス圧接）		1. 01	
道路標識設置工	撤去	1. 01	
・	・	・	
・	・	・	
・	・	・	

※（留意事項）該当する市場単価等の名称等を記載する。

#### ○. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

## 2 交替制による週休2日方式

（入札説明書記載例）

#### ○工事概要

- (○) 本工事は、交替制による月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、交替制による週単位または月単位の週休2日の取り組みについて選択し、工事着手日までに技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を監督職員に提出し、協議した上で本試行を適用することができる。

（特別仕様書記載例）

#### 第〇章 その他

#### ○. 週休2日交替制による施工

- (1) 本工事は、交替制による月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、交替制による週単位または月単位の週休2日の取り組みについて選択し、工事着手日までに技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を監督職員に提出し、協議した上で本試行を適用することができる。

- (2) 交替制による週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取り組みであり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。交替制による月単位の週休2日とは、対象期間のすべての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みであり、対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の休日率が、28.5%（2

日/7日)以上の水準に達する状態をいう。

その際、対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

(注)余裕期間については、余裕期間設定工事の場合に記載する。

(3) 交替制による週休2日の実施方法等は、次によるものとする。

- ① 受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。なお、工事完成時は協議事項に基づき、休日率確保状況を確認するものとする。
- ② 監督職員は、受注者が作成する施工体制台帳上の元請・下請の技術者及び技能労働者を対象に工期日数、休日日数、休日率の割合及び当該工事の休日率を確認する。

(4) 交替制による週休2日の確保に取り組む工事において、休日率に応じて、以下のとおり労務費及び現場管理費(率分)に補正係数を乗じるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

① 補正係数

	交替制による週単位の 週休2日	交替制による月単位の 週休2日
	$\left[ \begin{array}{l} \text{休日率 } 28.5\% (2 \text{ 日} / 7 \text{ 日}) \text{ 以上} \end{array} \right]$	$\left[ \begin{array}{l} \text{休日率 } 28.5\% (8 \text{ 日} / 28 \text{ 日}) \text{ 以上} \end{array} \right]$
労務費	1.02	1.02
現場管理費(率分)	1.03	1.02

注)表中の補正係数は、各該当工事における補正係数を記載する。

② 補正方法

当初積算において交替制による週休2日の達成を前提とした補正係数を労務費及び現場管理費(率分)に乗じている。また、発注者は休日率の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①の交替制による週単位補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。